

業務方法書について

病院事業局

- 業務方法書とは ⇒ 法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。

地方独立行政法人法

(業務方法書)

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

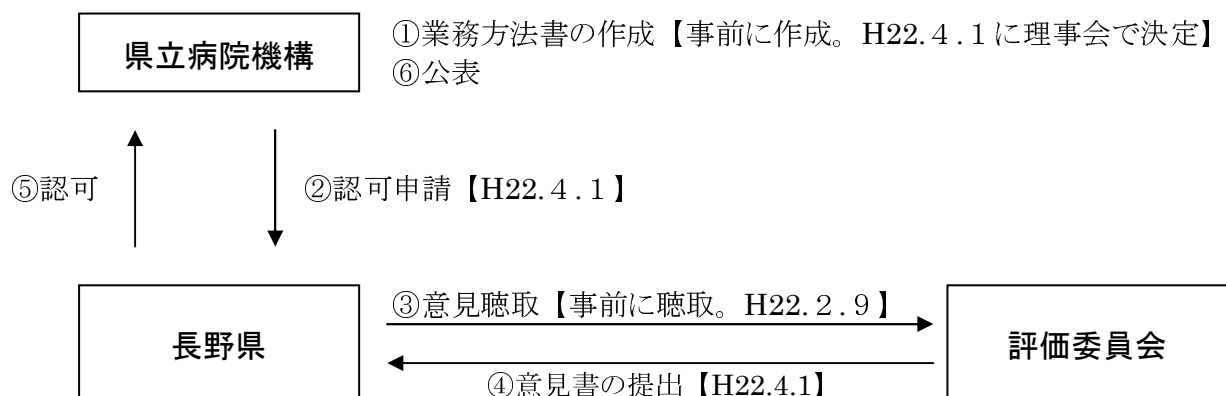
設立団体（県）の規則（案）（現在作成中。正式な制定は3月末。）

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(参考) 今回の業務方法書の作成手続き



地方独立行政法人長野県立病院機構業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年長野県規則第〇〇号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長野県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営を行うものとする。

（法人の行う業務）

第3条 法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）第17条に規定する業務を行うものとする。

- 2 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外のものから受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。
- 3 法人は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

（業務の委託）

第4条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本的事項）

第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

（補則）

第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。